

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月30日
【会社名】	Oakキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03) 5412 - 7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03) 5412 - 7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 7,083,107,656円
	(注) 募集金額は、会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行することから無償で発行するものといたします。 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年3月5日に提出した有価証券届出書の記載のうち、第9回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の行使価額の確定日である平成27年3月30日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が判明したことにより、本新株予約権の行使価額が確定したことに伴い、記載事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

募集に関する特別記載事項

第三部 追完情報

3 資本金の増減

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）】

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

前略

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 省略</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、本新株予約権の基準日の直前の取引日（株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）である平成27年3月30日（同日を含む。ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値がある取引日とする。）までの10取引日（当日付けで終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に0.9を乗じた金額とし、円位未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、当該金額（1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。）が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とする。また、本欄第3項「行使価額の調整」の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 省略</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>8,295,968,556円（本有価証券届出書提出時の見込額）</p> <p>（注） 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、新株予約権の目的となる株式数に行使価額を乗じた金額とします。</p>

後略

(訂正後)

前略

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 省略</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、292円とする。ただし、本欄第3項「行使価額の調整」の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 省略</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>7,083,107,656円（本有価証券届出書の訂正届出書提出時の見込額）</p> <p>（注） 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>

後略

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,295,968,556	25,000,000	8,270,968,556

(注) 1. 上記払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、本有価証券届出書提出時の見込額である。

2. 上記払込金額の総額は、行使価額を342円(平成27年3月4日までの10取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値380.8円に0.9を乗じ、1円未満の端数は切り捨てた金額。ただし、当該金額(1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。)が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額)と仮定して算定した暫定値であり、最終的には、行使価額が、基準日の直前の取引日である平成27年3月30日(ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。)までの10取引日(当日付けで終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に0.9を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨て)として決定次第、確定いたします。ただし、当該金額(1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。)が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とします。

また、基準日は平成27年3月31日であり、それまでに発行済株式総数(自己株式控除後)が変動する可能性があるため、実際の手取金の額は変動を生ずる可能性があります。

さらに、行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。そして、本新株予約権の全てが行使されない場合及び新株予約権者が割当てられた本新株予約権の一部を行使した結果として未行使の本新株予約権について行使ができないこととなった場合にも、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

後略

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,083,107,656	25,000,000	7,058,107,656

(注) 1. 上記払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、本有価証券届出書の訂正届出書提出時の見込額である。

2. 基準日は平成27年3月31日であり、それまでに発行済株式総数(自己株式控除後)が変動する可能性があるため、実際の手取金の額は変動を生ずる可能性があります。

また、行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。そして、本新株予約権の全てが行使されない場合及び新株予約権者が割当てられた本新株予約権の一部を行使した結果として未行使の本新株予約権について行使ができないこととなった場合にも、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

後略

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

前略

< 当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について > (注)

想定している使途	想定している金額	想定している支出予定時期
新規投資資金	8,270百万円	平成27年6月～平成28年3月

後略

(訂正後)

前略

< 当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について > (注)

想定している使途	想定している金額	想定している支出予定時期
新規投資資金	7,058百万円	平成27年6月～平成28年3月

後略

【募集に関する特別記載事項】

1. 株主に対して新株予約権を割当てる目的及び理由

(訂正前)

前略

株主の皆様に対する本新株予約権の割当の方法は、無償の新株予約権を会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当の方法により発行するものであり、当社の定める割当効力発生日において、株主の皆様において何ら申込みの手続きを要することなく割当てられることとなります。また、権利行使(資金の払込み)は株主の皆様のご自由な判断によります。行使価額につきましては、平成27年3月30日(同日を含む。ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。)までの10取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%の金額(1円未満の端数は切り捨て)といたします。ただし、当該金額(1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。)が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とします。また、権利行使期間は2か月といたしました。

(訂正後)

前略

株主の皆様に対する本新株予約権の割当の方法は、無償の新株予約権を会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当の方法により発行するものであり、当社の定める割当効力発生日において、株主の皆様において何ら申込みの手続きを要することなく割当てられることとなります。また、権利行使(資金の払込み)は株主の皆様のご自由な判断によります。行使価額につきましては、292円とします。また、権利行使期間は2か月といたしました。

2. 発行条件の合理性

（訂正前）

本新株予約権の発行は、会社法第277条に規定する新株予約権無償割当ての方法により行われるものであり、その発行に際しては株主の皆様により払込み、その他の手続は不要です。

ご支援をいただいております株主の皆様幅広く時価に比して割安な価格で当社に対する投資機会を提供する株主還元策の実施を目的として行うものであることに鑑み、(1)本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、本新株予約権の割当基準日の直前の取引日である平成27年3月30日（同日を含む。ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）までの10取引日（当日付けで終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に0.9を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）としますが、当該金額（1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。）が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とし、(2)当社の現在の発行可能株式総数（授權枠）及び株主還元の極大化の双方を勘案したうえで、本新株予約権1個の行使により得られる当社普通株式の数を0.5株と定め、本新株予約権2個の行使により当社普通株式を1株得られることとし、(3)新株予約権の行使期間は、当社業績が好調に推移している中、株主還元のメリットを株主の皆様により早期に享受していただくために、過去に実施した株主割当における行使期間に比して短期間とし、2か月間としております。

このように、本新株予約権無償割当てにおいては、行使価額の算定に際して客観的となる時価を基準に定めるとともに、本新株予約権1個の行使により発行される普通株式の数及び行使期間を定めていることから、発行条件は合理的であるものと考えております。

〔ポイント〕

- | |
|---|
| <p>(1) 本新株予約権は無償で平成27年3月31日現在の全ての株主の皆様にご割当てられ、権利行使により普通株式を取得できます。また、本新株予約権は、全ての株主の皆様にごその保有比率で割り当てられます。</p> <p>(2) 権利行使は、株主の皆様の自由なご判断により選択できます。</p> <p>(3) 権利行使にあたり払い込む1株当たりの金額は、平成27年3月30日までの10取引日の終値平均値の10%ディスカウントの価額となります。</p> <p>(4) 権利行使に伴い取得できる普通株式の数は、例えば100株保有の方は50株となります。</p> <p>(5) 権利行使ができる期間は、平成27年6月1日から7月31日までの2ヵ月間です。</p> |
|---|

(訂正後)

本新株予約権の発行は、会社法第277条に規定する新株予約権無償割当ての方法により行われるものであり、その発行に際しては株主の皆様により払込み、その他の手続は不要です。

ご支援をいただいております株主の皆様幅広く時価に比して割安な価格で当社に対する投資機会を提供する株主還元策の実施を目的として行うものであることに鑑み、(1)本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、本新株予約権の割当基準日の直前の取引日である平成27年3月30日(同日を含む。ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。)までの10取引日(当日付で終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に0.9を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨て)としますが、当該金額(1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。)が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額(292円と確定しました。)とし、(2)当社の現在の発行可能株式総数(授權枠)及び株主還元の極大化の双方を勘案したうえで、本新株予約権1個の行使により得られる当社普通株式の数を0.5株と定め、本新株予約権2個の行使により当社普通株式を1株得られることとし、(3)新株予約権の行使期間は、当社業績が好調に推移している中、株主還元のメリットを株主の皆様により早期に享受していただくために、過去に実施した株主割当における行使期間に比して短期間とし、2か月間としております。

このように、本新株予約権無償割当てにおいては、行使価額の算定に際して客観的となる時価を基準に定めるとともに、本新株予約権1個の行使により発行される普通株式の数及び行使期間を定めていることから、発行条件は合理的であるものと考えております。

[ポイント]

- (1) 本新株予約権は無償で平成27年3月31日現在の全ての株主の皆様にご割当てられ、権利行使により普通株式を取得できます。また、本新株予約権は、全ての株主の皆様にごその保有比率で割り当てられます。
- (2) 権利行使は、株主の皆様の自由なご判断により選択できます。
- (3) 権利行使にあたり払い込む1株当たりの金額は、平成27年3月30日までの10取引日の終値平均値の10%ディスカウントの292円となります。
- (4) 権利行使に伴い取得できる普通株式の数は、例えば100株保有の方は50株となります。
- (5) 権利行使ができる期間は、平成27年6月1日から7月31日までの2か月間です。

第三部【追完情報】

3. 資本金の増減

（訂正前）

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日（平成26年6月27日）以降、本有価証券届出書の提出日（平成27年3月5日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成26年6月28日から 平成27年3月5日まで （注）	136,272	3,537,828	136,272	2,212,867

（注）1. 第7回新株予約権および第8回新株予約権の行使により増加したものであります。

（訂正後）

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日（平成26年6月27日）以降、本有価証券届出書の提出日（平成27年3月30日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成26年6月28日から 平成27年3月30日まで （注）	155,123	3,556,678	155,123	2,231,717

（注）1. 第7回新株予約権および第8回新株予約権の行使により増加したものであります。